

## 平成 29 年度 消費者被害防止啓発キャラクター着ぐるみ制作業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「長野県県民文化部くらし安全・消費生活課」が発注する「消費者被害防止啓発キャラクター着ぐるみ制作業務」を受託する業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めたものです。

### 1 目的

県では平成 25 年度に「長野県消費者被害防止啓発キャラクター『もシカっち』」を制作し、パンフレット等の印刷に活用してきました。

しかし、悪質商法による消費者被害やオレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金等詐欺が後を絶たない状況において、消費者被害防止の一層の啓発を図るため、街頭啓発や各種イベントで使用するイメージキャラクターの着ぐるみを制作します。

### 2 委託する業務の概要

本業務の仕様書は別添 1 のとおりです。

### 3 委託期間

契約締結日から平成 29 年 11 月 17 日まで

### 4 委託概算額

1,350,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。上限金額）

### 5 契約書案

別添 2 のとおりです。

### 6 受託候補者の選定方法

本業務の受託契約候補者の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。

業務受託を希望する方は、プロポーザルに参加し、以下のとおり提案を行ってください。

提案内容等について審査の上、最も優れた制作能力を有すると認められる者を受託契約候補者とします。

なお、このプロポーザル参加に係る諸費用は、すべて参加者の負担となります。

### 7 プロポーザルに関する手続き

#### (1) 参加申込書の提出

プロポーザルへの参加を希望する方は、「公募型プロポーザル参加申込書」（要領様式第 1-1 号）及び誓約書（要領様式第 1-2 号）を次のとおり提出してください。

##### ア 提出期限

平成 29 年 6 月 30 日（金） 午後 5 時（必着）

イ 郵送又は持参により、長野県県民文化部くらし安全・消費生活課（連絡先は 9 を参照）まで提出してください。なお、郵送で提出の場合は、必ず電話で到達の確認をお願いします。

また、参加申込書を提出後に参加を辞退される場合は、参加辞退届（要領様式第 2 号）を提出してください。

#### (2) プロポーザル参加の条件

以下の条件をすべて満たしているものであること。

- ア 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有するものであること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- ウ 7の(1)の参加申込書の提出期限において、物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- エ 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- オ 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・県民税)を完納していること。
- カ 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- キ 長野県県民文化部くらし安全・消費生活課で行う打ち合わせに常時参加できる体制を取れるものであること。

### (3) 説明会の開催

プロポーザル参加申込者に対して、次のとおり説明会を開催します。なお、説明会を欠席した場合には、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

- ア 日 時  
平成29年7月6日(木)午後1時30分から
- イ 場 所  
長野県北信消費生活センター 教室(所在地は9を参照)
- ウ 費 用  
説明会参加のための交通費等の諸費用は参加者の負担になります。

### (4) 応募に関する質問

提案書の作成に関する質問については、以下の手順により受け付けます。

- ア 受付期限  
平成29年7月18日(火)午後5時まで
- イ 質問様式  
要領様式第3号により質問してください。  
提案書の審査に係る質問には回答できません。
- ウ 送付方法  
郵送、持参、FAX又は電子メールのいずれかの方法により、長野県県民文化部くらし安全・消費生活課(連絡先は9を参照)まで提出してください。なお、郵送、FAX及び電子メールでの提出の場合は必ず到達の確認をお願いします。
- エ 回答方法  
回答は長野県ホームページ「消費生活情報」(<http://www.nagano-shohi.net/>)に掲載し、くらし安全・消費生活課において閲覧に供するとともに、質問者及び説明会参加者全員に対して、原則として電子メールにより回答します。

### (5) 提案の方法

プロポーザル参加者は、要領様式第4号に提案書及び必要書類を添えて、次のとおり提出してください。

- ア 提出書類
  - ① 提案書(要領様式第5号)  
別添1の「仕様書」の内容に対して最適と思われる内容を検討の上、以下について記載してください。

- a 着ぐるみデザイン
  - ・完成予想図（正面・背面・側面）（概算寸法入り）
  - ・人間が装着した時の内部透過イメージ図（正面・側面）（概算寸法入り）
  - ・分割の場合は、分割の仕方及び分割箇所、部位ごとの詳細図（装着方法についても説明願います。）
  - ※デザインは、別紙のイラスト図が基本ポーズ
- b 仕様書
  - ・正面デザイン図に各部の説明、特徴等を記入したもの
  - ・着ぐるみの詳細規格等、及び予定総重量
  - ・着ぐるみ表面及び蹄等に使用するサンプル見本
  - ・付属品一覧表（形・サイズ・重量がわかるもの）（写真画像があれば添付）
- c 経費見積額（要領様式第6号）
  - ・具体的な積算内訳を記載すること。
  - ・見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を除いた額とすること。
- d その他
  - ・提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。
  - ・その他PR及び独自提案がある場合は、添付可能とする。

#### イ 提出部数及び提出方法

- ① 提案書と添付書類等すべて7部（原本1部、コピー6部）提出してください。
  - ・要領様式第4号は1部の提出で構いません。
- ② 郵送又は持参により提出してください。

#### ウ 提出された提案書等の取扱い

- ① 提出された提案書等は返却いたしません。
- ② 提出された提案書等は提案者に無断で使用しません。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成します。
- ③ 提出された提案書等は、提出後において内容の変更は認められません。

#### エ 提出先

長野県県民文化部くらし安全・消費生活課

#### オ 提出期限

平成29年7月28日（金）午後5時

### (6) 受託候補者の選定

ア 受託候補者の選定は、「消費者被害防止啓発キャラクター着ぐるみ制作業務委託先選定審査会」における審査によって行います。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーションを行い、仕様書の方針を前提として、別表の「審査の観点」により行います。

ウ 審査は2段階に分けて行います。一次審査（書類審査）で一定数の者（3者）を選定し、その中から二次審査（プレゼンテーション審査）で委託候補者の1者を選定します。

なお、プロポーザル参加者が一定数（5者）以下の場合には、一次審査は行いません。

エ 「審査の観点」に基づく評価基準は、「普通」を基本として、普通より優れているものは「良」、特別に優れていると判断できるものは「優」、さほど評価できないものは「可」、特別に評価できないものは「不可」の5段階で行い、各審査委員の採点点数の合計得点が最も高い者を委託候補者として選定します。

なお、一次審査で「不可」のあった者は、原則として選定しないものとします。

オ 二次審査の日時（平成29年8月4日（金）を予定）は、一次審査の通過者に対して別途御連絡します。

- カ 二次審査の際に資料を追加することはできません。
- キ 二次審査では、提出いただいた提案書の説明を行っていただきます。
- ク 提出書類等に虚偽の記載をした場合には、提案は無効になります。
- ケ 選定結果については、別途文書で通知します。
- コ 非選定者の方は、前項の通知をした日の翌日から起算して10日以内に、長野県県民文化部くらし安全・消費生活課に対して書面（任意様式）により、非選定理由について説明を求めることができます。回答は、説明を求める書面を同課が受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に行います。

## 8 受託候補者の選定後の手続き

県は、長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）に定める随意契約の手続きにより、上記7の(6)で選定された受託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して委託契約を締結し、契約書を取り交わすものとします。

なお、契約にあたっては、提案内容をもとに細部について長野県県民文化部くらし安全・消費生活課と打ち合わせを行っていただきます。

## 9 提案書等の提出先、問い合わせ先

〒380-0936

長野市大字中御所字岡田 98-1

（長野保健福祉事務所庁舎1階）

長野県県民文化部くらし安全・消費生活課 相談啓発係

（長野県北信消費生活センター）

担当者 戸田 智万（課長）、菊池康文

電 話 026-223-6770

F A X 026-223-6771

E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

（別表）

委託候補者を選定する際の審査の観点

項目	審査の観点
デザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「もシカっち」のイメージが表現されているか。</li> <li>・全体的にバランスがとれているか。</li> <li>・親しみやすさがあるか。</li> </ul>
構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体の構造・構成はどうか。</li> </ul>
工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独自のアイディア等により、従来の着ぐるみとの差別化が図れるか。</li> <li>・キャラクター使用マニュアルのポーズをどこまで表現できるか。</li> <li>・指示棒を持つポーズ、「蹄」への文字表示方法の提案はどうか。</li> </ul>
機動性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動きやすく扱いやすいものになっているか。</li> </ul>
本体素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表面生地及び本体が緩衝性のある素材であるか。</li> </ul>
総重量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・演技者に負担のない重量であるか。</li> </ul>
安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・演技者、周囲の人への安全面に配慮しているか。</li> </ul>
耐久性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着ぐるみの耐久性はどうか。</li> </ul>
メンテナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンテナンス及び不装着時の保存、管理はどうか。</li> </ul>
見積価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用の積算は妥当であるか。</li> </ul>